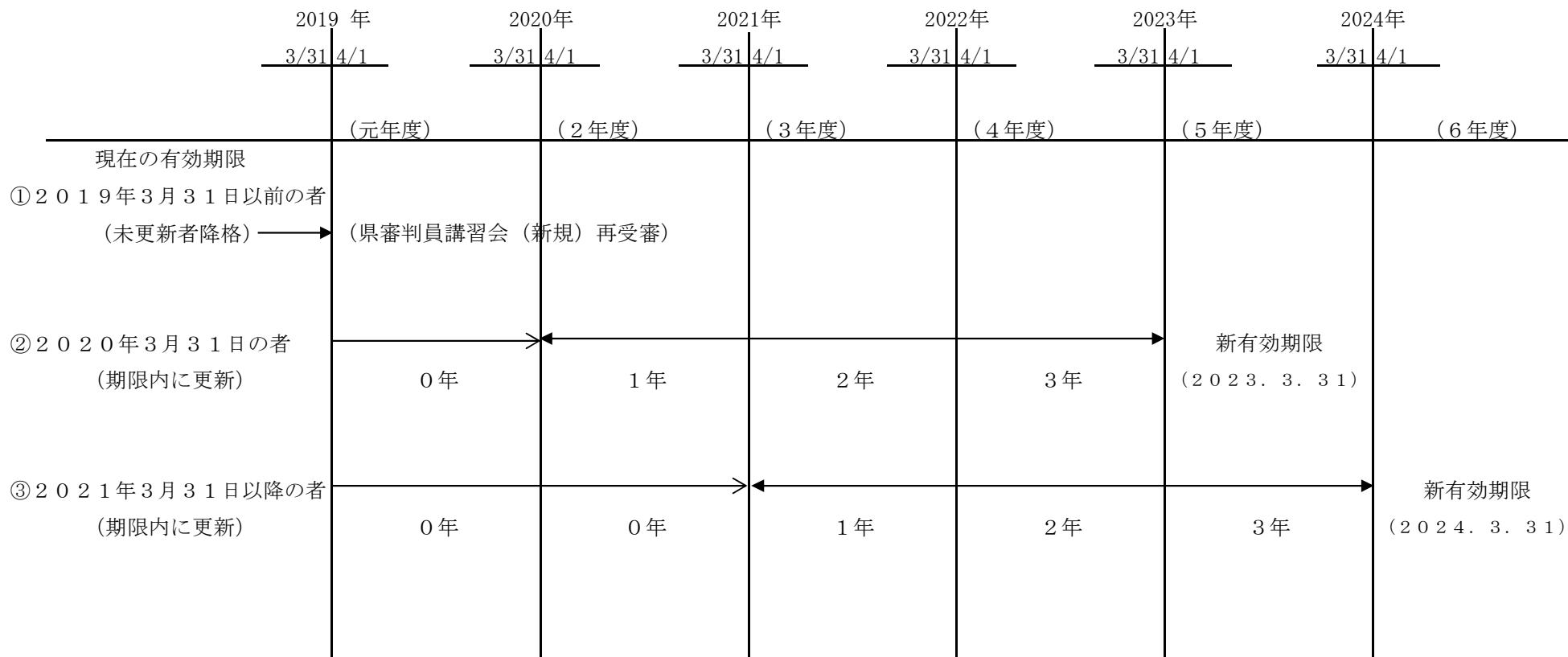


栃木県空手道連盟 審判資格（形・組手）有効期限に関する案内
令和元年度（2019年）に資格更新をする者



(注) 1. ②の者は令和元年度内に更新しないと、令和2年4月1日以降は資格を失う。

2. 令和元年度新規合格者は②に該当する。(資格取得年を0年とする。)

3. 2022年3月31日が有効期限の者が令和元年度内に更新した場合、資格有効期間は2年間の資格延長となり、新有効期限は2024年3月31日となる。